

令和8年3月

お客さま 各位

キャッシュカードお振込取引の一部利用制限について  
(特殊詐欺からお客さまの預金をお守りするために)

近年、特殊詐欺の被害が多発しております。特にキャッシュカードによるお振込に不慣れなお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等が増加しております。

当組合では、こうした特殊詐欺被害を未然に防止するための対策として、下記の通り、キャッシュカードによるお振込取引を一部利用制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金を悪質な犯罪者からお守りするための対応となりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. お振込取引の一部利用制限開始日

令和8年4月1日(水)より

2. 対象となるお客さま

令和8年3月末時点で70歳以上のお客さまのうち、過去1年以上キャッシュカードによるATM振込をご利用されたことがないお客さま

※今後は、6・9・12・3月末時点で上記の条件となるお客さまを対象といたします。

3. ご利用制限の内容

対象となるお客さまについては、振込限度額を1,000円とし、1,000円を超えるキャッシュカードによるATM振込を制限させていただきます。

4. 上記のお客さまがキャッシュカードによるATM振込限度額制限の解除を希望される場合  
平日の営業時間内に当組合窓口までお申し出ください。

【お持ちいただくもの】

- ・キャッシュカード
- ・本人確認書類

以上

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

